タキロングループ倫理綱領

タキロン株式会社

タキロングループ倫理綱領の改訂に当たって

そもそも人は、自由なものであります。しかし、人が集まり社会が構成されると、その社会の秩序を維持するためのルールが必要になり、人間行為の許容される最低線の枠組として法律が作られました。つまり、法の定める規定内での行為については自由を認める代わりに、その限界を逸脱する行為に対しては、それを罰するための規定が定められているのです。

企業にとって法令の遵守は当然でありますが、近年の社会の複雑化により、法令という枠組を超えて、人としてなすべき倫理問題を意識した企業行動が求められるようになりました。そして最近では、法令違背のみならず、企業の不祥事に対する批判は従前では考えられないほど強いものになっています。当社の名において行った不祥事ないし反社会的な行為は、行為者のみならず、当社の長年に亙って築いてきた信用を一瞬にして失墜させてしまいます。常に社会からの信頼と共感を得るためには、我々も、高い倫理観を保持しながら常に適法かつ適正な行動をとる必要があります。

ここに、適法且つ適正なることが全てに優先するものであることに改めて思いを致し、役職員一人一人が法律やその他の社会規範を遵守する心を涵養し、本倫理綱領を実践することにより適法且つ適正な行動をとることこそが、タキロングループの永続的発展の礎となるものであると信じます。

以　上

タ キ ロ ン 株 式 会 社
代表取締役社長　兵 頭 克 盛

第１章　はじめに

1.1　はじめに

この倫理綱領は、タキロングループ（「1.2タキロングループの範囲」で定義される会社とする。以下同じ。）の全役員ならびに従業員および派遣社員等、タキロングループにおいて業務に従事する全ての者（以下、「社員等」とする。）が企業活動を行うにあたり、社会を構成する一員として、タキロングループのもつ社会的責任を深く自覚し、関係法令および各社定款の遵守を徹底するとともに、社会倫理に適合した行動をとることを目的にして、ここに遵守すべき事項を定めたものです。

もしこの倫理綱領に反するような事態が発生した場合には、経営トップ自らが解決に当たり、原因究明と再発防止に努めます。また、適時・的確な情報開示と説明責任を遂行し、責任と権限を明確にしたうえで、自らを含めた厳正な処分を行います。

1.2　タキロングループの範囲

タキロングループの範囲は、次の各号の定めに従い特定された別紙「タキロングループ一覧表」に記載の会社とします。

⑴　タキロン株式会社（以下「タキロン」とする）
⑵　タキロンの連結決算の対象会社
⑶　その他タキロンがタキロングループとして相応しいと認めた会社

1.3　適用会社

タキロングループのうち、この倫理綱領を適用する会社（以下「適用会社」とする）および適用しない会社（以下「適用外の会社」とする）は、別紙「タキロングループ一覧表」に記載のとおりとします。なお、タキロンは、適用外の会社に対し、この倫理綱領の趣旨に沿って企業活動を行うよう指導するものとします。

1.4　タキロングループ経営理念

我々は下記の通り経営理念を定め、企業活動を推進します。

① 私達はつねに地球環境保護をこころがけ、企業の永続的な発展成長をめざします。
② 私達はお客様に満足していただける品質と価格を提供し、社会に貢献します。
③ 私達は社会の変化を先取りし、未知への挑戦に情熱をもやします。
④ 私達は人を大切にし、個性と創意を尊重します。
⑤ 私達は正当な利潤を追求し、公正な配分につとめます。

第２章　企業活動に関する基本的な姿勢

2.1　健全な企業活動の展開

我々は、世界的な規模で企業活動を展開しており、世界中の顧客をはじめ、株主、地域社会などさまざまな人々と関係をもっています。我々は、健全な企業活動を通じて、これらの人々の期待に応える責任があります。すなわち、我々は、法令の遵守および社会規範に適合した活動を基盤に、プラスチックテクノロジーを用いた優れた製品およびサービスを提供することにより、世界の人々の豊かな生活環境を創造します。

2.2　関連諸法令等の遵守

我々が、公正かつ自由な競争を通じて利潤を追求することは、企業本来の姿です。しかしながら、利潤の追求だけにとらわれて、企業活動が社会ルールに反したものになることは許されません。我々は、社会との調和、社会への貢献のために、国の内外を問わず関係法令はもちろんのこと、高い道徳観、倫理観に基づき社会的良識に従って企業活動を展開します。したがって、我々は自主的に自らの企業活動をチェックし、問題発生の予防に万全をつくすとともに、万が一、問題が発生した場合は、その責任を明確にし、厳正な態度で臨むことを基本姿勢とします。

2.3　社会への貢献

我々は、企業活動を行ううえで、地域社会と深い関わりをもっています。我々は、地域社会が企業存立の基盤であると考え、社会の一員として、公正かつ透明な関係を維持しつつ、豊かで住み良い地域社会の実現のため、できることを一つずつ確実に行います。また、社員一人一人が自発的に社会貢献活動を行うことを奨励し、これをバックアップします。

2.4　基本的な人権の尊重

我々は、すべての人の基本的人権を尊重します。我々は、人種、信条、性別、年齢、門地、国籍、民族、宗教または障害の有無などによる差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。また、健康を守り、安全かつ衛生的な職場環境を実現するとともに、女性、高齢者、障害者等が十分に能力を発揮できる環境を整備します。

第３章　社会的責任

3.1　地球環境の保護

我々は、かけがえのない地球の環境保護への取り組みをタキロングループ経営理念の冒頭に掲げています。限りある資源を有効に活用し、具体的には次の項目を環境保護に関する行動の基本とし、これらを遵守します。

⑴　我々は、開発・設計段階において製品の開発から廃棄に至る全ての段階における影響を評価し、環境に配慮した商品の提供に努めます。

⑵　我々は、社内外の環境関連技術を導入し、クリーンな生産工程を構築するとともに、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減に努めます。

⑶　我々は、国、地方自治体等の環境規制を遵守するにとどまらず、自主的に改善活動計画を策定し、環境負荷の低減に努めます。

3.2　政治献金・寄付行為

我々は、不法な政治献金は一切行いません。献金は、政治資金規正法など法令に定められる範囲内で、かつ、献金の趣旨を十二分に検討した上で、専門部署の厳正な判断の下でのみ行います。

また、寄付行為においてもその内容・賛助方法等を明確にし、必要性と妥当性を十分考慮した上で関係法令および社内規程に従って行います。

3.3　反社会的な勢力・団体への対応

我々は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断し「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を実践し、このような個人・団体から金銭等の財産を要求された場合には、組織的な対応をとり、不当な要求を受け入れず、これを排除します。

3.4　安全保障貿易

我々は、国際的な平和と安全のため、国際取引においては、法令遵守は勿論のこと安全保障貿易管理に関する自主管理を行います。

第４章　顧客、購買取引先、競争会社等に対する行動規範

4.1　公正で自由な取引

自由経済において公正で自由な競争を阻害するような「不公正な取引」は法律で禁じられているだけでなく、一般的な社会ルールや社会道徳、さらに国際的な取引ルールにも反する重大な問題となります。我々はどんな場合においても公正かつ自由でないと考えられる方法で取引を行いません。アンフェアな取引は結局会社として大きな損失となるだけでなく、社会正義や国際的な取引ルールに反し、大切な顧客の信用を裏切り、企業としての社会的・経済的基盤を損なってしまう重大な問題だと考えます。とりわけ、独占禁止法は、公正かつ自由な競争の促進を通じて消費者利益を保護し、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としています。特に、競争事業者間での入札談合やカルテル行為は、課徴金の賦課はもとより、刑事罰や住民訴訟の対象になるだけでなく、タキロングループの名誉をも傷つけるもので、もたらされる損失は計り知れません。

我々は、事業活動遂行にあたり、我国はもとより諸外国の独占禁止法およびその関連法規を遵守します。

4.2　購入取引先との取引

我々は、購入先とは常に共存共栄を旨とし、対等な立場であるとの認識のもと取引を行います。従って、優越的な立場を利用して、購入先に対し一方的な受領拒否、支払遅延、返品等の不当な要求をしません。また、我々は、購入先の決定にあたり、中長期的に安定した利益を確保していくことを念頭に置き、価格・品質・納期等の客観的視点から経済的合理性に基づき決定します。

4.3　製品の安全性について

我々は、提供する製品やサービスの欠陥により、顧客や利用者の生命・身体・財産に損害が生じないよう、製品の安全性を確保します。そのために、研究から設計・生産・販売の各段階において製品の安全性に十分配慮します。また、製品の取扱説明書については利用者にとってわかり易く作成することにより、誤使用により発生する事故を未然に防止します。

不幸にして、提供した製品やサービスに欠陥が発見された場合は、迅速かつ適切な対応により、被害の拡大を防止し、欠陥の生じた原因究明を徹底的に行い、同じ過ちを二度と起こしません。

4.4　贈物、接待への対応

企業活動を展開するに当たり、一般的な慣習上の範囲内において、接待や贈答品の授受をすることがあります。我々は、一般的なビジネス慣習上の範囲および儀礼的な範囲を超えて接待や贈答品の授受を行いません。また、購入取引先等に対し優越的な地位を利用し、当該購入取引先に不利益を及ぼしたり、利益や便宜の供与を要求しません。

4.5　公務員に対する供応

民間企業の間で一般的に認められている慣行であっても、公務員およびその家族に対して接待、贈答を行うことは「贈賄行為」の対象となり、「贈賄罪」に問われます。我々は法令を遵守し、「贈賄行為」等、法令に抵触する行為は一切行いません。また、外国公務員等に対しても贈賄行為および不正な利益を得る目的で利益供与、便宜供与とみられる行為は行いません。

第５章　社員等に対する行動規範

5.1　社員等の人権の尊重

我々は、すべての社員等が有する基本的人権を尊重し、採用・配置・昇進・処遇等のいかなる場面においても、信条、性別、年齢、障害の有無等を理由に不当な差別を行いません。また、社員等の個人データーの慎重な取扱い等プライバシーの保護に努めます。

5.2　安全かつ衛生的な職場環境の確保

我々は、健康的で安全かつ衛生的な職場環境を維持するよう心がけます。そのために、関係諸法令を遵守するのみならず、積極的に改善を行います。また、セクシャル・ハラスメントや他の社員等に対する誹謗中傷行為等職場環境を破壊しかねない行為は許しません。

第６章　株主・投資家への情報に関する行動規範

6.1　企業情報の開示

我々は、広く社会とのコミュニケーションを図るため、秘密保持義務を負っているものを除き、関係諸法令に従い、適切かつ正確に会社情報を開示します。

我々のＩＲ活動は、金融商品取引法、証券取引所の会社情報適時開示規則およびその他の法令・規則を遵守し、株主、投資家に対し可能な範囲で正確な会社情報を適時かつ公平に提供することを基本とします。

6.2　インサイダー情報と株式等取引

社員等が個人的利益を得るため、職務を遂行する過程で知り得た自社あるいは他社のインサイダー情報を利用し、自社あるいは他社の株式等を売買するいわゆるインサイダー取引は、証券市場における取引の公平を損なう行為であり、倫理に反するばかりでなく、金融商品取引法違反として刑事罰を受ける場合があります。

我々は、株価に重大な影響を及ぼす情報を適時に開示することにより証券取引市場における公平性確保に資するとともに、「内部者取引に関する規程」に基づき、社員等の全てがインサイダー取引の未然防止に努めなければならないことを徹底し、違反者に対しては、厳しく対処します。

第７章　会社財産の保護、企業情報に関する行動親範

7.1　会社の有形・無形財産の保護

会社が有する事業推進上必要な財産には、建物、機械設備といった有形なものもあれば、知的財産、顧客情報といった無形のものもあります。これらの財産はすべて重要なもので価値を生み出す源泉であることを認識し、紛失、盗難あるいは不正使用が起こらないように、厳重に管理しなければなりません。よって、社員等は会社の有形、無形の財産の保護に関して、対象を明確にし、かつ、いかにして保護しなければならないかを規定し、全員でこれを遵守します。

7.2　タキロングループ各社・顧客・購買取引先に関する情報

⑴ タキロングループ各社に関する情報

タキロングループ各社に関する情報の漏洩は、競争力の低下を招く等企業としての根幹を揺るがしかねません。我々は、事業遂行上、有用であって、社外に非公知の情報（トレードシークレット）を管理し、開示、漏洩するこ

とを認めません。社員等の退職後においては、必要に応じて社員等の保有するトレードシークレットの内容に適切な守秘義務を課します。

⑵顧客・購買取引先・技術提携先等に関する情報

顧客、購買取引先、技術提携先に関する営業または技術情報の漏洩は、タキロングループの信用問題になりかねず、更には訴訟問題にもなりかねません。我々は、業務遂行上知り得た顧客、購買取引先、技術提携先に関する情報を、タキロングループのトレードシークレットと同様細心の注意を払って管理し、他に漏洩することなく秘密保持に努めます。

⑶情報の取得

情報は管理のみならず、その取得に対しても注意を払わなければなりません。ビジネスの遂行上、情報の取得は必要不可欠ですが、我々は、窃取、盗聴その他不正な手段による情報の収集は、一切行いません。

7.3 適正な会計処理

我々は、法令に従い、適正な会計処理を行い、事業活動を正確に反映した会計帳簿を作成するとともに、有効な内部統制システムをし、財務報告の信頼性を高めるよう努めます。また、我々は、税関連法令を遵守し偽りその他不正な行為により納税義務を回避しません。

7.4 広報活動

我々は、広く一般にタキロングループを正しく理解していただくために、また我々の企業活動が社会常識と整合する公正かつ透明なものとなるように、我々の経営方針やさまざまな企業活動を正しく伝えることが、我々に対する理解と信頼を得る第一歩と認識し、適時適切な広報活動を積極的に行います。

7.5 知的財産の取扱い

我々は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権といった法的権利並びにノウハウ、技術・営業上の企業秘密を含む知的財産の重要性を認識し、これらの創造と保護に全力を尽くすとともに、他社の知的財産を尊重し、侵害および不正な使用は行いません。

附則

1. この倫理綱領の主管部門はタキロンＣＳＲ推進部（以下、ＣＳＲ推進部とする）とし、その改廃はＣＳＲ推進部で立案し、取締役会で決定します。
2. ただし、別紙「タキロングループ一覧表」は改訂の承認手続きを省略し、適時最新版と差し替えます。
3. この倫理綱領に違反した者に対しては適用会社各社の就業規則等に照らして処分を行うことがあります。
4. この倫理綱領の運用に関しては別途定める「タキロングループ　コンプライアンスプログラム」にて規定します。

沿革

２００３年１０月１日　制　定
２００８年　４月　　改　定　(タキロングループに名称変更)
２００９年　９月　　改　定　(「タキロングループ一覧表」を添付)
２０１０年　３月　　改　定　(「タキロングループ一覧表」は適時差し替えとする)
２０１０年　８月　　改　定　(社長交代で継続承認)
２０１１年　４月　　改　定　(組織名変更)

２０１１年　７月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
富士プラスチック㈱を適用外の会社に変更
２０１１年１０月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
㈱ケンパンを削除
２０１２年１０月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
富士プラスチック㈱を削除、タキロンクボタホームインプルーブメントをタキロンＫＣホームインプルーブメントに変更
２０１４年　４月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
ダイプラシステムテクノロジー㈱を削除
２０１４年１０月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
タキロンサービス㈱をタキロンテック㈱に変更
２０１５年　４月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
日本ハウエル㈱、ダイライトサービス㈱を削除
２０１５年　７月　　改　定　（「タキロングループ一覧表」差替）
日本ポリエステル㈱を追加

別紙

タキロングループ一覧表

作成日：2015 年 7 月 1 日

社　　名	タキロングループ倫理綱領	
	適用会社	適用外の会社
タキロン株式会社	○	
タキロンマテックス株式会社	○	
三和サインワークス株式会社	○	
ロンテック株式会社	○	
タキロンエンジニアリング株式会社	○	
タキロンプロテック株式会社	○	
タキロン・ローランド株式会社	○	
タキロンテック株式会社	○	
ダイライト株式会社	○	
他喜龍塑料(常州)有限公司	○	
上海他喜龍塑料有限公司	○	
PT.TAKIRON　INDONESIA	○	
タキロンポリマー株式会社	○	
ﾀｷﾛﾝ KC ﾎｰﾑｲﾝﾌﾟﾙｰﾌﾞﾒﾝﾄ株式会社	○	
大日本プラスチックス株式会社	○	
・北海ダイプラ株式会社	○	
・ダイプラテック株式会社	○	
・ダイプラ・ウィンテス株式会社	○	
日本ポリエステル株式会社	○	
スペーシア株式会社		○
日福精工股份有限公司		○